

米子市マイナンバーカード普及促進事業委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、市民の皆様がマイナンバーカードを手軽に取得できる機会を増やすことにより、交付率の向上を図るとともに米子市のスマート自治体化に伴う市民の利便性の向上等を図ることを目的とするマイナンバーカード普及促進事業の受託事業者を、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

なお、本プロポーザルは令和4年度7月補正予算成立を前提とした事前準備手続きであり、本事業は予算成立後に効力を生じる事業である。市議会において補正予算が否決された場合は、契約を締結しないことがある。

1 業務の概要

(1) 業務名

米子市マイナンバーカード普及促進事業委託業務

(2) 業務の内容

提案依頼書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

(4) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

ア マイナンバーカード申請業務に係る費用 35,123千円

イ 市民へのインセンティブ費 11,000千円

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、参加申請書提出時点において、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) マイナンバーカード交付後のスマート自治体の実現に向けて、デジタルIDの仕組みを組込んだ上での、行政サービスの利便性向上について提案、実装及び運用体制があること。
- (3) 他の自治体において、マイナンバーカード普及促進事業を受託した実績があること。
- (4) 米子市の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (7) 米子市が課する税の滞納をしていない者。

- (8) 本業務推進のための、専任担当（プロジェクト・マネジメント担当）を配置できること。
- (9) 次の認証のいずれかを取得していること。
- ア I SMS 適合性評価の認定取得
 - イ プライバシーマークの取得
 - ウ ISO27001の取得

3 手続

(1) 担当部署

米子市市民生活部市民二課

郵便番号 683-8686

住所 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地（米子市役所本庁舎1階）

電話 0859-23-5378

電子メールアドレス shimin-2@city.yonago.lg.jp

(2) 提出書類

ア 参加申込書等

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次に掲げる書類を令和4年7月13日（水）までに、持参又は郵送若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する特定信書便事業者（以下、「信書便事業者」という。）による同条第2項に規定する信書便（以下、「信書便」という。）により提出すること。なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、令和4年7月13日（水）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。ただし、運搬、送付途上での事故については、提出者の責任とする。また、持参する場合は、閉庁日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く、各日の午前8時30分から午後5時までの間に担当部署の窓口を持参すること。

- ・参加申込書兼誓約書（様式1） 1部
- ・役員等調書兼照会承諾書（様式2） 1部
- ・市税納税状況確認承諾書（様式3） 1部

イ 企画提案書等

アの参加申込書を提出した者は、次に掲げる書類を令和4年7月19日（火）までに提出すること。

(ア) 書面により提出するもの。

- ・企画提案書 10部
- ・見積書（様式4） 1部

(イ) 上記（ア）に掲げる書類は、持参又は郵送若しくは信書便により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、令和4年7月19日（火）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。また、持参する場合は、閉庁日を除く各日の午前8時30分から午後5時までの間に担当部署の窓口を持参すること。

(ウ) 企画提案書はA4サイズの任意の様式で作成すること。A3サイズを使用する場合は、折り畳んでA4サイズとすること。

(エ) 見積書には、本事業において米子市が負担することとなる費用について、全て記載すること。

(3) 質問の方法

質問は、簡潔にまとめ、担当部署へ電子メール又は書面（様式は任意とする。）により行うこと。

ア 提出期限は、令和4年7月8日（金）午後5時（必着）とする。

イ 回答は、全ての参加申込者へ電子メールで回答する。

ウ 最終の回答は、令和4年7月12日（火）午後5時までに行う。

(4) 辞退

参加申込に関する書類を提出した後、参加を辞退する場合は辞退届（様式5）を提出すること。なお、すでに受理した参加申込書兼誓約書等については返却しない。

4 審査方法等

(1) 選考体制

審査は、本市の職員で構成する「米子市マイナンバーカード普及促進事業委託業務プロポーザル選考委員会」（以下、「選考委員会」という。）が行う。

(2) 評価項目及び配点

別紙「米子市マイナンバーカード普及促進事業委託業務評価基準書」のとおり。

(3) 第1次審査

ア 参加申込者が3者を超えた場合に、参加資格を有する者から提出された「企画提案書」及び「見積書」に基づいた書類審査を行い、その結果により3者を選出する。

なお、参加申込者が3者を超えない場合は、参加資格を有する者全てを選出する。

イ 第1次審査の結果は、令和4年7月22日（金）午後5時までに全ての提案書提出者へ担当部署から電子メールで通知する。第1次審査合格者については、第2次審査実施日を併せて通知する。

(4) 第2次審査

ア 第1次審査合格者について提案書に基づくプレゼンテーションを実施する。

(ア) 実施時間は第2次審査参加者それぞれにつき、プレゼンテーション30分以内、質疑応答20分程度とする。

(イ) オンラインでのプレゼンテーションも可とする。

イ 第2次審査の結果については、令和4年7月下旬頃に第2次審査対象者へ通知を発送する。

5 契約締結の交渉及び契約締結

(1) 米子市は、第2次審査の結果、最優秀案として選定された提案をした者と地方自治法第234条に定める随意契約締結の交渉を行う。ただし、この交渉が不調となったときは、第2次審査で順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

(2) 本業務に係る契約内容については、提案の内容を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、詳細な事項については、米子市で定めるものとする。

6 日程

プロポーザル実施要領公表	令和4年7月 1日 (金)
質問書提出期限	令和4年7月 8日 (金)
質問最終回答日時	令和4年7月12日 (火)
参加申込書等提出期限	令和4年7月13日 (水)
企画提案書提出期限	令和4年7月19日 (火)
第1次審査結果通知	令和4年7月22日 (金)
第2次プレゼンテーション	別途参加申込者へ個別に通知する。
第2次審査結果送付	令和4年7月下旬頃
契約予定日	令和4年8月上旬頃

7 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2に掲げる要件を満たさなくなったとき
- (2) 提出書類等に虚偽又は違法な行為の記載がある場合
- (3) 提案書等の作成方法及び提出方法を遵守しない場合

8 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る提案書等の作成及び提出等に要する費用は参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、本プロポーザルに係る審査以外の目的で使用しない。
- (3) 提出された提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、米子市マイナンバーカード普及促進事業委託業務の受託者を選定するための資料であり、提出された提案書等に関する著作権等の主張は、認めない。
- (5) 提案者が提出する書類は、米子市情報公開条例（米子市条例第22号）の規定により非公開の扱いとなるものを除き、公文書公開の対象となるので留意すること。